

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が土曜日
に当たるときは、
翌日）

目 次

- ◆ 告 示
 - 字の区域の変更（二件）（地方課）
 - 土地改良法による換地処分（二件）（農村整備課）
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（七件）（〃）
 - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
 - 普通母樹林の指定の解除（造林課）
 - 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（〃）
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）（下水道課）

告 示

鳥取県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による大原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年五月一日現在の地番による。）
番原字駒窪	番原字駒窪のうち九の一部、一一の二の一部、一二の二の一部、一二の二の一部、一三の一部以外の区域 番原字甚左衛門屋敷二五の一、二五の二、四八の一、四八の二、四八の三の一部、五一の一、五一の二、五一の二の一部、五二の二、五二の三、五四の二、五七の二、五八の一、五八の二、五九の二、五九の三、五九の四、六〇の二、六〇の三、六〇の四及びこれらと一体をなす国有地 番原字門畑五五の一の三の一部、五五三の一の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五六の一部、五五八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
番原字甚左衛門 屋敷	番原字甚左衛門屋敷のうち二五の一、二五の二、四八の一、四八の二、四八の三の一部、五一の一、五一の二、五二の一の一部、五二の二、五二の三、五四の二、五七の二、五八の一、五八の二、五九の二、五九の三、五九の四、六〇の二、六〇の三、六〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

番原字門畑	番原字番原谷八一のの一部及びこれと一体をなす国有地の一部
番原字番原谷	番原字門畑のうち五五二の三の一部、五五三の二の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五六の一部、五五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
久古字駒窪	番原字番原谷のうち八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大原字条新田	番原字駒窪九の一部、一一の二の一部、一二の二の一部、一二の二の一部、久古字駒窪の全域
大原字条新田(一)	大原字条新田のうち八五の一部、八七の一部、八八の一部、八九、八九の二の一部、九〇、九一の一部、九二の一部、九三、九四の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大原字小久ヶ前	大原字条新田(一)の二の一部、八七の一部、八八の一部、八九、八九の二の一部、九〇、九一の一部、九二の一部、九三、九四の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大原字小久ヶ前	大原字条新田(一)の二の一部、一二三、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による荘地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年十月三十日現在の地番による。）
荘字妻ノ木原	荘字妻ノ木原のうち九一九の一部、九二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
荘字築原荒神	荘字築原荒神のうち九四七第一、九四七の二の一部、九四七の三、九四九の一部、九四九第一、九五〇内第一、九五〇の二の一部、九五〇の三、九五一の二の一部、九五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
荘字石畑	荘字妻ノ木原九一九の一部、九二〇及びこれらと一体をなす国有地
荘字石畑	荘字石畑のうち七五六の二の一部、七五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三八、七三九、七五二、七五三の二、七五三の四、七五四の七、七五六の二、七五六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域

荘字石畑上エ

荘字石畑上エのうち六八三、六八四、六八五の一部、六八六の一部、六八八の一部、六八九の一部、六九〇の三の一部、六九二から六九五までの一部、六九六の一部、六九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
荘字坂ノ前六四六の一部、六四七の三の一部、六四七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
荘字築原荒神九四七第一、九四七の二の一部、九四七の三、九四九の一部、九四九第一の一部及びこれらと一体をなす国有地

荘字坂ノ前

荘字坂ノ前のうち六四六の一部、六四七の二の一部、六四七の三の一部、六四七の四、六四七の五、六四八の一部、六五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五〇と一体をなす国有地以外の区域
荘字石畑上エ六九二から六九五までの一部、六九六の二の一部、六九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
荘字築原荒神九四九第一の一部、九五〇内第一、九五〇の二の一部、九五〇の三、九五〇の四の一部、九五〇の二及びこれらと一体をなす国有地

荘字古宮ノ上エ

荘字古宮ノ上エのうち六〇六の一部、六〇七、六〇八の一部、六三二の一部、六三三の二の一部、六三三の三の一部、六三三の四の一部、六三五の一部、六三六の二の一部、六三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
荘字加市堂ノ元一三三〇の二の一部、三三二の二の一部、三三二の三、三三三の三、三三三の四、三三三の五、三三七の二から三三七の四まで、三三八、三三九の二、三三九の三、三三九の四、三四〇、三四一の二の一部、三四一の三及びこれらと一体をなす国有地
荘字上ノ加市五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六七と一体をなす国有地の一部
荘字大水口五八八の二の一部、五九七から六〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地

荘字上ノ加市

荘字上ノ加市のうち五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六七と一体をなす国有地の一部以外の区域

荘字大水口

荘字大水口のうち五七六の一部、五八四の二の一部、五八五の一部、五八六の一部、五八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七六、五八四の二と一体をなす国有地の一部
荘字古宮ノ上エ六三二の一部、六三三の二の一部、六三三の三の一部、六三三の四の一部、六三五の一部、六三六の二の一部、六三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

一 荘字加市堂ノ元

荘字大水口のうち五七六の一部、五八四の二の一部、五八五の一部、五八六の一部、五八七の二の一部、五八八の二の一部、五七九から六〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七六、五八四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
荘字加市堂ノ元一三三九の三の一部、三四一の二の一部、三四二の二の一部、三四五、三四九の一部、三五〇の一部、三五二の二、三五四の二、三五五の一部、三五六の二、三五七、三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九、三五三、三五五、三五八と一体をなす国有地の一部
荘字古宮ノ上エ六三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三二と一体をなす国有地の一部

荘字加市堂ノ元のうち三二六、三二七の二、三二七の三、三三〇の二の一部、三三〇の三、三三一、三三二の二から三三二の三まで、三三三の二、三三三の三、三三三の四から三三六まで、三三七の二から三三七の四まで、三三八、三三九の二、三三九の三、三三九の四、三四〇、三四一の二の一部、三四一の三、三四一の四、三四二の二、三四四の二、三五〇の一部、三五二の二、三五四の二

<p>庄字古宮ノ前</p>	<p>一部、三五六の二、三五七、三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九、三五三、三五五、三五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>庄字奥ヶ市</p>	<p>庄字古宮ノ前のうち六五五の二の一部、六五五の二の一部、六五六から六五八まで、六五九の一部、六六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 庄字長瀬一五、一一五内第一、一一五内二、一一六、一一八、一一九と一体をなす国有地の一部 庄字奥ヶ市二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七、二四九の一と一体をなす国有地の一部 庄字坂ノ前六四七の二の一部、六四七の二、六四七の三の一部、六四七の四の一部、六四七の五、六四八の一部、六五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五〇と一体をなす国有地の一部 庄字石畑上エ六八三、六八四、六八五の一部、六八六の一部、六八八の一部、六八九の一部、六九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 庄字石畑七五六の二の一部、七五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三八、七三九、七五二、七五三の二、七五三の四、七五四の七、七五六の二、七五六の六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>庄字長瀬</p>	<p>す国有地の一部 庄字加市堂ノ元一 三二六、三二七の二、三二七の三、三三〇の二、三三一、三三二の二の一部、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地 庄字古宮ノ上エ六〇六の一部、六〇七、六〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 庄字古宮ノ前六五五の二の一部、六五五の二の一部、六五六から六五八まで、六五九の一部、六六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 庄字須ノ原二六一の二</p>
<p>庄字赤岩ノ下タ</p>	<p>庄字長瀬のうち一四三の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五、一一五内一、一一五内第二、一一六、一一八、一一九、一三三、一四七、一四九、一五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 庄字赤岩ノ下タ二三〇の二の一部、二三〇の二の一部、二三一の二の一部、二二八の二、二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 庄字赤岩ノ下タのうち二一八の一から二一八の三までの一部、二一九から二二一までの一部、二二二の一部、二二三の一部、二三〇の二の一部、二三〇の二の一部、二三一の二の一部、二三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七、二二八の二、二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域 庄字長瀬一四三の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三一、一三三、一四七、一四九、一五二と一体をなす国有地の一部 庄字奥ヶ市二三五の二、二三五の二、二三七、二三八の二、二五〇内二の一部、二五〇内三の一部、二五〇の四の一部、二五一の一、二五一の二の一部、二五二の一部、二五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇内二と一体をなす国有地の一部 庄字榎ヶ市三一九内第二、三三二の二、三三二の三と一体</p>

<p>をなす国有地の一部 莊字須ノ原二六六の一、二六二、二六三、二六四内一、二六四の二、二六五の一部、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字莊屋ケ市三一の一の一部</p>	<p>莊字須ノ原のうち二六一の一、二六一の二、二六二、二六三、二六四内一、二六四の二、二六五の一部、二六八の一部、二八六の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九二の一部、二九三、二九四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 莊字赤岩ノ下タ二一八の一から二一八の三までの一部、二一九から二二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七、二二八の二、二二九と一体をなす国有地の一部 莊字榎ケ市二九五の一の一部、二九五の二の一部、二九六の一の一部、二九六の二、二九七の二の一部、三〇一の二の一部、三〇二の二、三〇三の二、三〇四の二の一部、三〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字莊屋ケ市三〇一の一部、三〇四の一部、三〇五、三〇六、三〇七の一部、三〇八から三一〇まで、三一の一の一部、三一の二の一部、三一二から三三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>莊字榎ケ市</p>	<p>莊字榎ケ市のうち二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九六の二、二九七の一、二九七の二、二九八の一から二九八の四までの一部、三〇〇の一部、三〇一の一、三〇二の二、三〇三の二、三〇四の二の一部、三〇五の二の一部、三〇六の二、三〇七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三一九内第一、三二二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>莊字岡</p>	<p>莊字岡のうち一八八から一九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>古市字紺屋ケ市</p>	<p>をなす国有地以外の区域 古市字莊屋ケ市三一の一の一部、三一一の二の一部、三一二から三二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字莊屋ケ市のうち二九一の一部、二九二の一部、二九三の一の一部、二九三の二の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇一の一部、三〇二から三一〇まで、三一一の一、三一一の二、三一二、三一一から三一八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字小坂三二〇から三二二までの一部、三二三の一の一部、三二三の二の一部、三二五の一から三二五の三までの一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字紺屋ケ市</p>	<p>古市字紺屋ケ市のうち二六六の一の一部、二六六の二、二六六の三、二六六の四の一部、二六七の一の一部、二六七の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の二の一部、二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 古市字上東屋敷四一〇の一部、四一〇の一の一部、四一一の一の一部、四一一の二の一部、四一二の一の一部、四一二の二の一部、四二二の二の一部 古市字小坂三二三の一の一部、三二三の二の一部、三三四の一、三三四の二、三三五の一から三三五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字莊屋ケ市二九一の一部、二九二の一部、二九三の一部、二九三の二の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇一の一部、三〇二、三〇三、三〇四の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 莊字須ノ原二八六の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九二の一部、二九三、二九四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字紺屋ケ市</p>	<p>古市字紺屋ケ市のうち二六六の一の一部、二六六の二、二六六の三、二六六の四の一部、二六七の一の一部、二六七の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の二の一部、二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 古市字上東屋敷四一〇の一部、四一〇の一の一部、四一一の一の一部、四一一の二の一部、四一二の一の一部、四一二の二の一部、四二二の二の一部 古市字小坂三二三の一の一部、三二三の二の一部、三三四の一、三三四の二、三三五の一から三三五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字莊屋ケ市二九一の一部、二九二の一部、二九三の一部、二九三の二の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇一の一部、三〇二、三〇三、三〇四の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 莊字須ノ原二八六の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九二の一部、二九三、二九四及びこれらと一体をなす国有地</p>

古市字小坂	古市字下大奈瀬	古市字上大奈瀬	
古市字小坂のうち三三二〇から三三二二までの一部、三三二三の一、三三二三の二、三三三四の一、三三三四の二、三三三五の一、	古市字下大奈瀬のうち二二七の二、二二七の三の一部、二一七の四、二一七の五、二一八の二、二一八の四、二一九の二、二一九の四、二二〇の二、二二〇の四、二二一の二、二二一の四、二二九の二の一部、二二九の二の一部以外の区域 古市字紺屋ケ市二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の二と一体をなす国有地の一部 古市字上大奈瀬一七四の二の一部、一七四の二、二三一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	古市字上大奈瀬のうち一七四の二の一部、一七四の二、二三一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字下大奈瀬二二九の二の一部、二二九の二の一部 古市字紺屋ケ市二六六の二の一部、二六六の二、二六六の三、二六六の四の一部、二六七の二の一部、二六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 古市字東屋敷ケ市二九五の二の一部、二九五の二の一部、二九六の二の一部、二九七の二の一部、二九七の二の一部、二九八の二の一部、二九八の四までの一部、三〇〇の一部、三〇〇の二、三〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	有地 古市字東屋敷ケ市二九五の二の一部、二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字下大奈瀬二一八の二の一部、二一八の四の一部、二一九の二、二一九の四、二二〇の二、二二〇の四、二二一の二、二二一の四
古市字上東屋敷	古市字下東屋敷	古市字上友長	古市字東屋敷裏
古市字上東屋敷のうち四〇八の二の一部、四〇八の三の一部、四〇九の一部、四一〇の二の一部、四一〇の二の一部、四一一の二の一部、四一一の二の一部、四一二の二の一部以外の区域 古市字紺屋ケ市二八一の二の一部、二八一の二の一部、二	古市字下東屋敷の全域 古市字東屋敷裏三三九の一部、三四〇、三四一の一部、三四二の一部、三四四の二、三四四の三、三四五の二、三四五の二の一部、三四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字小坂三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字上東屋敷四〇八の二の一部、四〇八の三の一部、四〇九の一部、四一〇の二の一部	古市字上友長三五九	古市字東屋敷裏三四六の二から三四六の三まで、三四七の二から三四七の六まで及びこれらと一体をなす国有地

八二及びこれらと一体をなす国有地
古市字下大奈瀬二二七の二、二二七の三の一部、二二七の
四、二二七の五

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大原千町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る荘地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第一百号

郡家町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業麻生地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第一百号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宮田地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宮田地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（大原白水線地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五号

大山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）所子地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（下町）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除するので、同法第四項において準用する同法

第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定を解除する普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所 在 場 所	本 (本)数	面 (ヘクタール)積	所有者の住所及び氏名
四十五一	昭和六十三年 月 日	すぎ	岩美郡岩美町大字岩井一〇五〇	四〇〇	〇・〇八	岩美郡岩美町大字浦富 岩美町森林組合
三	"	"	八頭郡若桜町大字諸鹿八八七―二九	四、五五〇	〇・三七	八頭郡八東町大字三浦 倉見徳雄
四	"	"	"	一四八	〇・〇二	"
五	"	"	"	二、七〇二	〇・二八	"
十九	"	"	東伯郡三朝町大字木地山一〇〇九―六	一〇〇	〇・〇二	東伯郡三朝町大字木地山 小 椋 滙
二十	"	"	一八五	三〇〇	〇・三〇	小 椋 政美
二十二	"	"	九六二	七〇〇	〇・一二	小 椋 真一
二十三	"	"	八三一―五	一、〇〇〇	〇・一九	"
二十四	"	"	大字穴鴨一―一二	二〇〇	〇・〇三	田 中 大字穴鴨 衛
二十五	"	"	六八八	一〇〇	〇・〇二	河 中 礼市
二十六	"	"	六二六	二〇〇	〇・〇三	矢 田 秀雄

二十一	二十一	二十一	あかまつ	西伯郡大山町宮内七〇三	六〇二	〇・九二	西伯郡大山町坊領 中津尾進
二十二	二十二	二十二	〃	二九九一、二、三〇〇、三〇一、 佐摩二九八一、二九九一、	一、六四七	三、五六	〃
二十三	二十三	二十三	〃	〃 今在家七三四、七三五―	二九五	〇・六一	〃
四十八―三	四十八―三	四十八―三	すぎ	八頭郡智頭町大字大呂一〇五四	三、〇九七	五・八九	八頭郡智頭町大字大呂 大呂隆 則
五	五	五	ひのき	〃 大字駒埴六八二―四	六、四一五	八・〇二	兵庫県多可郡中町鍛冶屋 岸本造林株式会社

鳥取県告示第百九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百七十四	小谷偉佐雄	気高郡鹿野町 大字河内二五 二二	穂の採取並びに幼 苗及び幼苗以外の 苗木の育成	小谷偉佐雄 苗畑	気高郡鹿野 町大字河内

鳥取県告示第百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、安倍彦名団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 土地区画整理事業の名称
安倍彦名団地土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社
理事長 西尾邑次
- 三 事業施行期間

変更前

昭和六十一年五月三十日から昭和六十五年三月三十一日まで

変更後

第一工区 昭和六十一年五月三十日から昭和六十四年三月三十一日

まで

第二工区 昭和六十一年五月三十日から昭和六十五年三月三十一日

まで

四 施行地区の区域

変更前

米子市安倍字清水尻西、字組板西、字船入及び字船入沖並びに彦名町字二番川、字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

変更後

第一工区

米子市安倍字清水尻西、字組板西、字船入及び字船入沖並びに彦名町字二番川、字二番川中及び字二番川灘の各一部

第二工区

米子市安倍字組板西及び船入沖並びに彦名町字二番川中、字二番川灘及び字坂口新田一の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行許可の年月日

昭和六十一年五月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の揭示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

昭和六十三年二月二日

鳥取県告示第百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から昭和六十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十六年鳥取県告示第千七百七十九号の事業地に三

朝町大字山田字上前河原、字下前河原、字寶大神、字馬場、字福呂、字中道、字中島、字渡り上り、字下荘、字上荘、字澤向、字土手下、字先ノ土井並びに大字横手字

川向及び字福路を加える。
2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称
関金町

二 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画下水道事業関金町公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十六年十一月二十七日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分 昭和五十六年鳥取県告示第千百七十八号の事業地に関
金町大字関金宿字大工前、字宮ノタワ、字出口、字大場
河原、字下河原及び字村通、大字大鳥居字竹鼻、字地堂、
字ゴゴロ、字下河原、字金屋渡及び字八王子前並びに大
字安歩字金谷渡及び字上河原を加える。

2 使用の部分 変更なし